

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 5 年 9 月 21 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・釧物次長
8. 協議事項
 1. 9 月定例会本会議（9 月 15 日）から付託された事件（議案 4 件）
 2. 閉会中の所管事務継続調査事項について
 3. 議員派遣について
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 10 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 9 月 21 日

総務産業常任委員長

田 村 大 治 郎

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

田村委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 4 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 12 号「長門市公設自動車置場条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

松崎日置支所長 おはようございます。補足説明につきましては、去る 9 月 8 日、今 9 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明および議案参考資料 3 ページに記載のとおりであり、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは、この条例改正についてお尋ねを 1 点だけ。地籍調査が終了したことによって地番の変更があるということで出てます。ここの土地というのが指定管理者制度を使って長門市のほうから管理、委託をされてると思いますが、この地番が変更することによって事務手続き上、何か行政としてしないといけない事務が発生するのか。指定管理者制度であれば、協定書の中にはこの地番を管理してくださいよということが明記されてると思うんですけど。そういった事務手続きが発生したりとかするものなのか、この点を 1 点お尋ねをいたします。

宮本日置支所長補佐 長門市公設自動車置場は、山口県漁業協同組合黄波戸支店を指定管理者として指定し、指定期間であります令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの管理に関する基本協定書を交わしております。基本協定書の第 2 条 指定管理の対象となる施設についての規定では、黄波戸第 4 駐車場の位置が日置上 2388 番地 27、日置上 2388 番地 28 と定められています。今回、第 4 駐車場の地番表示が日置上 2388 番地 4 に変更となりましたが、これにつきましては地番の表示に係る形式的な変更であり、第 4 駐車場の位置が変わっ

たものではないということ、また、不動産登記簿や今回の条例改正に照らして、変更前後の地番が明らかであり、協定書における対象施設の特定として十分であることから、基本協定書の変更は行わず、次期基本協定を締結する際に変更したいと考えております。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。

早川委員 以前、市民の方から地番を変更したときに、それこそ何か登記とかで費用がかかったっていうことを伺ったんですけど、今回は手続きはないので費用はかからないと思うんですけども、変更に伴う費用っていうのは今後発生してくるんでしょうか。

松崎日置支所長 今、考えているところ、この変更に伴う費用の発生というのはしないものというふうに考えております。ただ、今回、この長門市公設自動車置場につきましては、県漁協黄波戸支店に指定管理者として管理をしていただいております。実際地区住民の方に利用されておりますので、地区住民の方にこの地番が変更になったということにつきましては、指定管理者を通じてお知らせをしたいというふうに思っております。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 36 —

— 再開 9 : 37 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、補正予算書の 75 ページから 82 ページのとおりでございまして、補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは 1 点だけお尋ねをします。今回 4 月の時点から予算書を作った時点から職員の入替等があつて 203 万 5,000 円ほど減額補正というこ

とで全て人事に関することということで質疑はないだろうなと思われたでしょうけど、1点、この会計に担当する職員1名ということで、よりある意味でわかりやすいから。予算書でいうと52ページに添付資料が付いてます。真ん中のところに職員の手当等の内訳ということで、わかりやすく資料出していただいていますけど。ここでは例えば、扶養手当が36万必要なくなりますよというようなことがずっと書いてありますけど。職員が変われば給与も変わってくるということで、それに付随したいろんな手当等も変わってくるということなんですけど。1点、この考え方を確認しておきたいんですけど、時間外勤務手当というのは13万1,000円ということで、早い話、年配の職員が担当しようが若い職員が担当しようが、多分これ13万1,000円。少しいろいろ情報とった中で、ある意味ではこの会計で上限枠として時間外手当は13万1,000円設けてるんだというような考え方なのかもしれないかもしれませんが、その13万1,000円っていう当初の予算からすれば、例えば、30時間ぐらい時間外っていうのは確保しておかないといけないだろうとかいう考えのもとに、例えば、13万1,000円っていうのが4月当初に当初予算で出てきて、この時期に人事の異動によって、失礼な言い方かもしれないけど、給与の安い方がつくって時間で考えれば当然ここも例えば、10万1,000円になるとか。そういうことがあってもいいのかなと思うんですけど。枠取りというような、ある意味では時間外というのは考え方なのかもしれないけれども、1人だからこそ余計にこういうのがはっきりわかるんですけど。この時間外手当については13万1,000円ということで変わらないんだという根拠というのは何なのか。どういう私たちは捉え方をしているのか。災害なんかが起きたときっていうのは、枠を設けてたけど、当然これは時間外ですごく職員も動かすようになるかということで、よく補正予算で時間外勤務手当というのはプラス補正予算で組まれることもあるんだけど、この考え方っていうのを執行部としてはどう考えて、動かす必要はないんですというふうに考えている。この1点を確認しておきたいというふうに思います。

弘中観光政策課長 今、委員さん言われたとおり、職員の人事異動によってその部分も減額になるのではないかというお話なんですけども、こちらの配湯事業につきましては、湯本温泉旅館さんのほうにお湯を配当しているという事業でございまして、緊急的にもし何かあったときにはかなりの時間がかかるというふうに思ってます。とはいいいながらも、やはり必ずすぐに処置はしなくてはならないという責務がございまして、今回は時間外につきましては、一応そういった、どういったことが起こるかかわからないというところで据え置きという形で今回はそのまま計上させていただいております。

重村委員 分かります。担当者が1人でもあるからその方がやっぱり主力となってもらって動かないといけないんで、これがいけないというんじゃないです

よ。だけど、例えば当初予算をつくるときに、前任の方で考えているわけですよ。それで 30 時間程度はこれから確保しとかなないといけないよなっていうことで。確保して、例えばこれで 13 万 1,000 円になると、若い方々がくつつくと 50 時間ぐらい多分働けるんじゃないかな。もともとの給与が違えば多分 1.25 倍なのかどうなのかだけど、その残業手当というのは当然その給与額に応じて 1 時間単価が変わってくるはずですよ。だから僕今課長が答弁されたっていうのは答弁になってないって実は思ってた。だから、湯本温泉事業の関係で何かあったときに担当職員が動かないといけない。それは多分当初予算つくるときにそうだね 30 時間ぐらいはちゃんと取っておかないと今までのあれからして、30 時間ってみれば、例えば 13 万 1,000 円そういう積算根拠が僕はあると思うんですよ。職員が変わったときに、30 時間同じ 30 時間となればね、当然ここは 7 万とかなくなってくるはずだろうし、そこまで人事、この 9 月でね、補正予算を対応していくときに、そこまでは考えないんだと。これはあくまでも上限枠なんだという考え方でいいっていうこと。これは今後の僕はいろんな課の例えば今回でも人件費でてますけど、やっぱり当初予算組むときから、この課のこの仕事は何十時間が平均的に過去 5 年間出てるんだと。これきちんと予算取りしておこうという考えなのか。課とかね、部署によっても例年通りこうなんだ。でもそこに張り付く人材によって支払われる金額っていうのは当然違って来るから。今後の当初予算も含めて予算を計上するね考え方っていうのはどこかにきちんと持ってね、私は執行部が望むのが本当だって思うので、今後のことにもなるんできちんとした。この捉え方っていうのはちょっと確認しておきたいよね。

堀経済観光部長 お尋ねについてお答えいたします。時間外手当につきましては当初予算において、これまでの事例にしたがった形で、割合をかけまして、計上させていただいているところでございます。その中にあって、今年度については、緊急的な対応というのが件数として増えている中で、職員の異動はございましたけれども、現況を見たときに残しておくという形を一応取らせていただくということで協議をさせていただいて、上げさせていただいているものでございます。ですから、今年度は、特に緊急出動というか管材の劣化等でですね、様々な出動があるということで本日は残す形でさせていただきたいということで協議をして上げさせていただいてるところでございます。

重村委員 これでやめましょう。事前に調査をこれ、皆さんに言ってないから、あれかもしれませんけどここに書かれてる数字っていうのは今の部長の答弁でわかりました。例年に比べたら緊急出動の案件も増えている傾向にあると。だから給与の単価の低い方になったけれども、上限としてはこのくらいそのままにしておこうという解釈でいいということですよ。それで今後この会計が確かに 1 人だからこそ余計によくわかります。残業手当の考え方っていうのを

ブラックじゃいけませんからね。仕事した対価としてきちんと払うのは当たり前で、だからひょっとしてね、なんか上限枠的にとって、当然そこまで至らなければ不要額として落とすようになるでしょうし、だけどこれ上限いったときに、早い話で災害も何もなかった補正予算には何かあげにくいけど残業時間超えてるんだよね。お金がなくなったよね。いや悪いけど奉仕でやってねって奉仕なのか休みで対応してくれとかね。まあいろいろあるでしょうけど。そのあたりはきっちりね、僕は執行部としては考え方を持って私は予算書を作るときっていうのは提出してほしいと思うし、これは、ある意味で補正だけではなくて、当初つくるときからの考え方としてやはり今の財政状況を見ると、やっぱり見直すところというのはいっぱいあるかもしれないし、かえって増える可能性だってあるかもしれないけど、1点お一人の会計やからこそ聞かせていただこうと思いました。終わります。はい。以上で終わります。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第3号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑がないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。挙手多数です。よって議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明入れ替えのため暫時休憩とします。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:48 —

— 再開 9:49 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第13号「長門市漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 農林水産課所管の本議案につきましては、議案参考資料4ページから5ページのとおりでございまして、将来を見据えた持続可能な漁港の整備を継続して行い、老朽化した施設を健全な状態に保つためにも、国の補助事業を活用した漁港施設の長寿命化が求められることから、事業採択の要件となります登録漁船隻数や年間属地陸揚高等の港勢を保つため、三隅地区の野波瀬漁港と小島漁港の合併を進めるにあたり、管理条例の一部を改正するものでございます。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 これ説明書にはいろいろ書いてありますが、この中で 1 点、これは小島の B 防波堤の補修の件で、公的なお金を使うために、変な言い方ですけど合併して規模を大きくするというイメージを持っております。そのときに改正前と改正後、括弧 2 番のところにありまして、第 1 種、第 2 種ってあるんですよ。第 1 種とは何か、第 2 種とは何かということを聞こうと思ったんですが、下に一応説明があります。改正前に野波瀬が 2 種で小島が 1 種、そして今度は合併して野波瀬漁港という名前になるんですかね。それが第 1 種になる理由って何かあるんですか。一緒になったから第 2 種のままで、1 が小さくて 4 が大きいというイメージを持つんですが、説明を見るとですね。二つが一緒になって第 2 も一緒にあったところが一つの 1 になった。この理由について説明を願います。

大深農林水産課技術補佐 重廣委員のおっしゃるとおり、イメージ的には第 1 種から第 4 種のほうが大きいというような漁港の港勢になります。現在の第 1 種、第 2 種という指定につきましては、昭和 28 年の漁港、それぞれの小島漁港、野波瀬漁港の指定が昭和 28 年に行われておりまして、その時点での港勢でありました水揚げ高といったところで、第 1 種、第 2 種という分類をされております。漁港の指定というものにつきましては漁港の名称及び区域の指定ということになってきまして、それが当初の昭和 28 年以降見直すことがなかったということで、今回、野波瀬、小島を合併するということで、漁港漁場整備法に基づいた名称変更と区域の変更を行うということで、改めて現在の港勢、水揚げ高を調査しまして、現在が合併後第 1 種という指定になります。

重廣委員 昭和 28 年からといいますと 70 年近くですか。漁港の見直しがされなかったという。漁港の見直しって言ったらおかしいですけどね。それでこの度こういうことになりましたので、厳密に考えると第 1 種であるというふうに改正されたということです。よく分かりました。それで国、県の補助を受けながら、漁港整備やっていくわけですよ。2 種と 1 種で、補助といいますか、違いがどの程度あるものなのか、それについてですね。

大深農林水産課技術補佐 補助率につきましては第 1 種、第 2 種とも変わることはございません。事業メニューを何を使うかというところによって補助率が若干変わってくるものですが、今回、主に漁港の機能保全事業を行うに当たりましては、第 1 種、第 2 種とも 2 分の 1 補助となっております。

重廣委員 これで最後にいたしますが、今、70 年近く第 2 種のままであったというふうな話をされました。それで 1 種、2 種はほとんど変わらないという話なんですけど若干違うって言われましたよね。今、三隅地区の話ですけど、よそであった場合、この機能として今 2 種ではあるけど 1 種にしなければならないというのが、今このタイミングであればやっとならうが申請等をする場合

にいいんじゃないかなと。申請したときに、これは２種じゃない、１種ですよということがあるかもしれませんよね。そういう手間を省くためにも、このタイミングで他にも漁港がたくさんあると思います。そういう改正、これは管理条例ですよ。管理条例をついでに見直すというか、そういう考えがなかったのか。もし見直した場合に、どこか変更になるようなところがあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

大深農林水産課技術補佐 漁港の種別第１種、第２種の見直しにつきましては、漁港漁場整備法に基づきまして、漁港の名称及び区域の指定に変更があった場合に見直すということになっておりますので、現在、他の漁港につきましては名称及び区域の変更という行為が発生してくることがないため、見直す予定は今のところございません。

角谷農林水産課長 重廣委員がおっしゃりたいのはおそらく、いわゆる漁港の長寿命化に資するための何らかの手立てが必要なんではないかというご質問だというふうに思います。市といたしましても、今回、野波瀬と小島漁港、この２漁港を合併すると用意しておりますが、今後、やはり補正、どこの港もかなり衰えております。やはり国の補助事業そういったものを活用をするためにも、合併というのは必要になってくるかなというふうに思っております。市といたしましては今後計画的に、当然、漁港に住んでらっしゃる漁民の方もいらっしゃいます。そういった方の、それと漁協ですね。そういった漁協、漁民、みなさんのご意見をいろいろお聞きしながら、計画的に合併というのは進めていかなくちやいけないかなというふうには考えておるところでございます。

重廣委員 ちょっと１点だけ。これはおかしい質問かもしれませんが。小島漁港というのはなくなりますか。例えば道路看板等で、こちらに行ったら小島漁港という看板がいろいろありますよね。名称として今、野波瀬と一つになって小島漁港という名前がなくなるのか、どうなるのか。なら道路看板を替えにやいけんっていうふうになるじゃないですか。そのあたり今後どういう対応されるのかお伺いします。

角谷農林水産課長 基本的には合併したら野波瀬漁港というふうになりまして、それぞれ野波瀬、小島につきましては、野波瀬地区、小島地区というような地区という名前に変わります。今、非常に痛いところを突かれたかと思っておりますが、小島漁港という看板、当然あります。それについてはまだ替える予定はございません。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第１３号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。

議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 15 号「長門市営土地改良事業の施行について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 農林水産課所管の本議案につきましては、議案参考資料 12 ページから 13 ページのとおりでございまして、日置東坂本地区における団体営ほ場整備事業を行うにあたり、土地改良法の規定により、議会の議決をいただくためのものです。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 これは今まで言っていました、ほ場整備。私は市内は向津具の本郷地区が一番最後で、もうこれ以上、ほ場整備はないと思っておりましたが、こういう条例が出てきましたのでちょっと伺いたいと思います。まずこれをやるに至る経緯といいますか、図面、画を少し見ますと、私は田んぼだけ。山林をやったり原野をやったりということはございせん。田んぼの中心的な部分をほ場整備をするというふうなイメージなんですよ。なぜここだけされてなかったのか。何か理由がありましたらご説明をお願いします。

高橋農林水産課主幹 当該地区は、県営ほ場整備事業日置地区、これが昭和 58 年に竣工された事業でございまして。それによって整備をされておりますが、事業実施箇所においては当時地権者の事業同意が得られなかったということで、区画整理が未整備の状態であり、農地の団地化の集積に支障をきたしているという状況でございまして。ただ現状といたしましては、この地域農事組合法人が地域を集積しておりまして、現状今、地権者も農事組合法人の構成員がそちらのほう取得をされたということによりまして、こちらの地域を改めて農事組合法人がより良い集積を図るために、今回のほ場整備に至ったという経緯でございまして。

重廣委員 今の話ですと、法人が中心に何か進められたという雰囲気ですよ。費用負担のところの丸 8 番のところに表が添付されておりますが、地元負担というふうにございまして。この地元負担は、これは軒数は何軒ですか。地主さんは。

山本農業振興班長 所有者につきましては、3 軒、3 者です。

重廣委員 私、事前調査では 1 軒って聞いたような雰囲気でしたが、それはいいです。ただ、これ 5.5%の金額を払って、国、県、市からの費用を使って、経費を使ってほ場整備をするわけですよ。まあ 1.6 ヘクタールですから、あまり広いとは言えません。それで行って、今法人が周りをやられてるんでしょう。それに伴う農業活動に関するこれからスムーズな活動ができるということで組み込まれたんでしょうけど、この地元負担が今 3 軒と言われましたけど、それぞれ地元の方が了承されて、この金額を払うと。面積によってまた按分されると

思うんですけどね。そのあたりの確認はされてるんですよ。

山本農業振興班長 地元負担につきましては了承されております。

重廣委員 わかりました。それとこれは今説明でありました 37 年ぐらい前にやられたときに、地主さんが反対をされてそこだけ残っていたと。その残っていた部分を今回されるというイメージを持ちました。それでこのほ場整備というのは、これだけの国、県、市からのお金が入りますので、農業経営といいますか、やってもらいました、来年から止めましたっていうわけにはいかないと思うんですよ。何とか法になるかわかりませんが、その縛り、何年間は確実な水稻をなさいますとか、そういう決まりがあると思うんですが、それは何年ぐらいを見られているのか、お願いします。

角谷農林水産課長 基本的にはこの補助事業は、国の補助事業を活用しております。この国の補助事業の適化法に基づきまして、最低 8 年は農地のまま保っておかなくちゃいけないというふうになります。ただし、ここの今のこの東坂本地域につきましては、第 1 種農地と言いまして、基本的には未来永劫、農地として保っておかなくちゃいけないということが農地法のほうでは定められているというところでございます。

重廣委員 これで最後にします。今、8 年という話を聞きました。未来永劫という話もございましたが、今、農家の方、個人の方も法人の方も後継者に悩んでおられますよね。今元気な法人がやるのであれば、8 年はどうにかなると思いますが、未来永劫ね、そういうことについて、せつかくほ場整備をするんですから、今の法人の方が若い方で、10 年は大丈夫だろう、そういうことは思っておられるとは思いますが。ただ未来永劫ということになりますと、なかなか難しいと思うんですが、将来的にここがまた耕作放棄地になるとあまり面白くないですよ。そのあたりの考え方を、課としてどのように考えておられるか。それをお伺いいたします。

角谷農林水産課長 確かに農地法上は、未来永劫というか、そこは農地として保っておくべき場所ということでございます。それとやはり今ここを管理する法人でございますが、基本的に、まして長門市としては若い方がいらっしゃる法人かなというふうに思っております。10 年、20 年は確実に確保していただくことができるかなというふうに思っております。それとやはり今、市としてはこういった集落営農法人のほうに若い担い手、こういった人たちをどんどんいわゆる参入させていって、長門市の農業を持続可能な産業としてやっていくということで未来農業創造事業という中で、今いろいろやっているところでございますので、そういった事業で今後この長門の農業を市としては守っていききたいなというふうに考えておるところでございます。

田村委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、

議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。
議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 06 —

— 再開 10 : 07 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。タブレットの総務産業委員会の所管事務調査の中にあります閉会中の継続調査についてであります。有害鳥獣対策について調査を行うこととしております。これは行政視察に係るものです。それでは、お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり、議長に対し申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることと決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長に一任することと決定しました。続きまして、タブレット総務産業の中の委員会フォルダ、日付は 9 月 21 日のフォルダを開いていただきまして、3 つ目にあります「議員派遣について」ご審議を願います。「議員派遣について」、本件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、お手元に配付したとおり、派遣したいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することと決定しました。さらにお諮りします。ただいま決定しました議員の派遣については、その後の事情により変更が生じる場合は、変更の決定について委員長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、その後の事情により変更が生じる場合は、変更の決定について委員長に一任することと決定しました。これで総務産業常任委員会を閉会します。どなたもお疲れ様でした。

— 閉会 10 : 10 —